

地域密着型サービス事業所整備計画

〔1〕日常生活圏域とは

地域密着型サービスを住み慣れた地域で利用できるように、地理的条件、人口、道路網や鉄道・バスといった交通事情、学校区、その他の社会的条件を総合的に勘案して定める圏域のことをいう。

瀬戸市では、連区を基本に介護保険施設等の設置状況、人口、地理的条件等を勘案して「5圏域」とした。

〔2〕瀬戸市における日常生活圏域

日常生活圏域	対象となる連区等
北部圏域	道泉・深川・水野・西陵
東部圏域	古瀬戸・東明・品野（品野・下品野）
中部圏域	祖母懐・陶原・長根
西部圏域	效範・水南
南部圏域	山口・菱野・本地・新郷・原山台・萩山台・八幡台

〔3〕事業所別整備目標

第7期介護保険事業計画（やすらぎプラン2018）において、整備目標量を定めている事業は、〔5〕のとおり。

〔4〕日常生活圏域別整備状況（平成30年4月1日現在）

日常生活圏域	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護
北部圏域	4か所	0か所	1か所	3か所	2か所	0か所	0か所
東部圏域	2か所	1か所	0か所	3か所			
中部圏域	5か所	1か所	1か所	3か所			
西部圏域	2か所	2か所	1か所	2か所			
南部圏域	5か所	1か所	1か所	2か所			

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所は本市にありません。

〔5〕日常生活圏域別整備目標事業所別整備目標

日常生活圏域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
北部圏域			(全域) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護
東部圏域			
中部圏域			
西部圏域			
南部圏域			

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成32年度＝1か所（全域）

看護小規模多機能型居宅介護

平成32年度＝1か所（全域）